

t v k 再放送の同意条件

1. 当社のテレビジョン放送すべてを受信し、放送番組（広告を含む）および放送に重畳されているすべての信号に変更、加工、挿入等の改変を一切行わないこと。
2. 画質、音質など、すべての信号の品質を最良に保つこと。
3. 再放送に使用するチャンネルは、一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。
4. 当社の保有する著作権並びに著作隣接権について、その対価は当分の間請求しないが、状況の変化に応じて将来請求することがある。
5. 再放送に伴う番組に係わる著作物の著作権は、著作権法の定めるところに従って、申込者の責任において処理すること。
6. 再放送に関する法制上の改革または本同意書以外に規定する事項について事情が変化した場合は、本同意書の条件の変更又は取消を行うことがある。
7. 長時間に及ぶ再放送の停止など、重大な事案が発生した場合は、当社へ報告すること。また、大規模な工事を予定している場合は、事前に当社へ通知すること。
8. 当社は、必要に応じて申込者の業務状況の説明を求めることができる。

9. 下記に該当する事項は、事前に当社に通知し必要な書類を提出すること。
- (1) 申込書記載事項に変更がある場合、変更の同意申込書を提出すること。
 - (2) 再放送業務を他者に承継させる場合、変更の同意申込書を提出させること。
 - (3) 再放送業務を廃止する場合、廃止届を提出すること。なお、廃止届の提出がない場合、廃止届受理書は発行しない。
10. 集合住宅の場合、申込団体が建主、あるいは売主から管理組合に移管された時点で、申込書による変更手続きをすること。その際、旧申込団体あるいは旧手続団体は、移管先の団体に引き継ぎを行うこと。
11. 下記に該当する事項は、当社は一切の責任を負わない。
- (1) 再放送同意の取り消しにともなう申込者の経済的不利。
 - (2) 当社の設備の変更、障害、廃局等により発生した損害。
12. この同意条件に反した際、当社が必要と認める場合は、有効期間内であっても同意を取り消すことができる。

以上